

公立大学法人福岡女子大学職員給与規程

法人規程第14号

平成18年4月1日制定

令和7年12月22日改正(最終)

(目的等)

第1条 この規程は、公立大学法人福岡女子大学職員就業規則（平成18年法人規程第10号。以下「就業規則」という。）第28条の規定に基づき、公立大学法人福岡女子大学（以下「法人」という。）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の関係法令及び労使協定の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第3条第1項に規定する職員であって、公立大学法人福岡女子大学教員年俸規程（平成18年法人規程第15号）の適用を受ける職員以外の職員について適用する。

(給与の種類)

第3条 この規程による給与は、給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、職務付加手当、入試手当、助教講義手当、期末手当及び勤勉手当並びに報奨金とする。

(給与の支払)

第4条 この規程に基づく給与は、次条第2項に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならぬ。

2 給与は、職員の申出により、口座振込の方法により支払うことができる。

3 給与を支払う場合においては、源泉徴収に係る所得税額その他法令に定めるものほか、労基法第24条に基づく協定に定めるところにより、職員の給与から次に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

(1) 職員宿舎の貸付料及び職員宿舎の使用に伴い法人に納付すべき経費のうち理事長が別に定めるもの

(2) 一般財団法人福岡県職員互助会に係る掛金、月賦購入代金の弁済金及びあっせん商品代金の弁済金

(3) 一般財団法人福岡県教職員互助会に係る掛金、特別弔慰金積立金、火災見舞金積立金及び貸付償還金

(4) 前各号に掲げるもののほか、労基法第24条に基づく協定に定めるもの

4 第2項の規定により給与を支払う場合においては、前項各号に掲げるものを、当該職員の申出に基づき、当該口座振替の方法による支払い金額を金融機関に通知するものとする。

(給料)

第5条 給料は、正規の勤務時間（公立大学法人福岡女子大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成18年法人規程第22号。以下「勤務時間規程」という。）第2条に規定する

正規の勤務時間という。以下同じ。)による勤務に対する報酬であって、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、職務付加手当、入試手当、助教講義手当、期末手当及び勤勉手当並びに報奨金を除いたものとする。

- 2 宿舎、食事、制服その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は無料で貸与される場合においては、理事長が別に定めるところにより、その職員の給料月額を調整することができる。
(給料表)

第6条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 教育職給料表(別表第1)
- (2) 事務職給料表(別表第2)

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表(別表第3)によるものとする。

3 理事長は、すべての職員の職を前項の級別標準職務表に定める基準に従い第1項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付し、同項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。
(初任給、昇格、昇給等の基準)

第7条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定めるところにより決定する。

3 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、55歳(教育職給料表の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 休職のため勤務しなかった職員が復職し、公立大学法人福岡女子大学職員出向規程(平成18年法人規程第28号)に基づき出向していた職員が職務に復帰し、又は休暇若しくは休業のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、理事長の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

9 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給料の支給方法)

- 第8条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の初日から末日までとする。
- 2 給料の支給日は毎月21日とし、その日が日曜日、土曜日又は祝日等（勤務時間規程第8条第3号及び第4号に掲げる日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日等でない日に支給する。
 - 3 職員が職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、給与期間中給料の支給日前であっても、請求の日までの給料を日割計算によりその際支給する。
 - 4 前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、理事長は給料の支給日を変更することができる。

第9条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額はその期間の現日数から勤務時間規程第6条、第8条及び第9条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

第10条 給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して、著しく特殊な職員に対し適当でないと認めるときは、調整前における給料月額の100分の25を超えない範囲内で、給料月額につき適正な給料の調整額を支給する。

- 2 給料の調整を行う職員の職は次の表の左欄に掲げる職員の占める職とし、給料の調整額は、その職を占める職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第4に掲げる調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者について次の表の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

職員の職	調整数
(1) 大学院研究科の授業を常時担当する教授、准教授又は講師（以下「大学院担当教員」という。）のうち、大学院研究科の博士課程（前期及び後期の課程に区分される場合は、博士後期課程）を担当する者	2
(2) 大学院担当教員 ((1)に掲げる者を除く。) (3) 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教及び助手で理事長が別に定めるもの	1

- 3 給料の調整額は、給料の一部とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、給料の調整額に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(初任給調整手当)

第11条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で理事長が定めるものに新たに採用された職員には、月額 52,100 円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後理事長が定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(管理職手当)

第12条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちでその職務の特殊性に基づき理事長が指定するものについて、給料月額に100分の23を乗じて得た額以内の額を理事長が別に定めるところにより管理職手当として支給する。

(職務付加手当)

第12条の2 職務付加手当は、前条に定める職以外の職のうち、特にその職務の責任の度合いが高いと理事長が指定するものについて、理事長が別に定めるところにより、予算の範囲内で職務付加手当を支給する。ただし、前条の適用を受けるものにはこれを支給しない。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (3) 60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障がい者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族である子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族である父母等については1人につき6,500円（教4級職員にあっては3,500円）とする。
- 4 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,200円に当該期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第14条 削除

(地域手当)

第15条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して支給するものとし、その月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に10

0分の6.00を乗じて得た額を超えない範囲内で理事長が別に定める額を月額として職員に支給する。

(住居手当)

第16条 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次項において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人が職員を居住させるため設置した住宅（単身者のための施設を含む。）の貸付けを受け、貸付料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。）には、次の各号に定める職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する月額の住居手当を支給する。

- (1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
- (2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

2 第18条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（法人が職員を居住させるため設置した住宅その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、第1項各号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の住居手当を支給する。

3 第1項に規定する職員のうち前項に規定する職員でもあるものの住居手当の額は、これらの規定にかかわらず、第1項の規定による額及び前項の規定による額の合計額とする。

4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用にかかる特別料金等を負担する場合にあっては、併せて理事長が別に定めるところにより算出した当該特別料金等を含む。以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを

常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、月の1日からその月以後の月の末日までの期間であって6か月を超えない範囲内で理事長が別に定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

（1）前項第1号に掲げる職員 理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）

（2）前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額（支給対象期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める職員にあっては、理事長が別に定める額）に支給対象期間の月数を乗じて得た額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道2キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である職員 3,100円に片道の使用距離2キロメートル以上の距離2キロメートルにつき1,100円を加算した額

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上30キロメートル未満である職員 7,600円に片道の使用距離10キロメートル以上の距離2キロメートルにつき1,200円を加算した額

ニ 使用距離が片道30キロメートル以上60キロメートル未満である職員 19,700円に片道の使用距離30キロメートル以上の距離2キロメートルにつき1,300円を加算した額

ホ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 39,300円に片道の使用距離60キロメートル以上の距離2キロメートルにつき1,400円を加算した額

（3）前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額、運賃等相当額又は前号に掲げる額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で理事長が特に必要と認めるもののうち、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額（以下「新幹線鉄道等利用者の通勤手当の額」という。）は、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額と、それぞれ運賃等相当額又は運賃等相当額及び同項第2号に掲げる額との合計額とする。

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設であつて理事長が別に定めるもの（以下この項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（理事長が別に定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項に規定する額に、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として理事長が別に定

める額を加算した額とする。

5 支給対象期間の通勤手当の支給をした後において、理事長が別に定める事由により、当該支給対象期間の通勤の実情に変更を生ずることとなった職員については、理事長が別に定めるところにより算出した額を追給し、又は返納させるものとする。

6 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(単身赴任手当)

第18条 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。

3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給与の減額)

第19条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第11条の2に規定する時間外勤務代休時間、祝日等（勤務時間規程第10条に規定する祝日等をいう。以下同じ。）及びその代休日（勤務時間規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該祝日等に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないこと及び給与を減額しないことにつき理事長の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第20条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額（以下この条において「勤務1時間当たりの給与額」という。）に正規の勤務時間を超えて勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（1）正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

（2）前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第9条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第2条

第2項、第3条及び第6条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（理事長が別に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 この条に規定する時間外勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、それぞれの給与期間の全時間数（時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分ごとにそれぞれ計算した時間数）により計算するものとし、この場において1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えて勤務（以下この条において「第1項勤務」という。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することが命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務（第2項に規定する理事長が定める時間の勤務を除く。以下この条において「第2項勤務」という。）の時間の合計時間が、1か月について60時間を超えた職員については、その60時間を超えて勤務（第1項勤務及び第2項勤務の全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第2項の規定に関わらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあっては、100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、第2項勤務にあっては、100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間規程第11条の2に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務（第1項勤務及び第2項勤務の全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあっては、100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、第2項勤務にあっては、100分の50から第2項に規定する理事長が別に定める割合を減じた割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給することを要しない。
- 6 時間外勤務手当は、第24条の2の別表第5に定める業務について第24条の2に定める入試手当が支給される場合には支給しない。

（休日勤務手当）

第21条 勤務時間規程第8条第3号に規定する祝日法による休日（勤務時間規程第2条第2項又は第6条第1項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、祝日法による休日が週休日に当たるときは、理事長が別に定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして理事長が

別に定める日において勤務した職員についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第6条第1項又は第9条第1項の規定により、2暦日にわたり継続して勤務する職員が代休日を指定されたのち、当該代休日に勤務することを命ぜられ勤務した場合の休日勤務手当の支給については、理事長が別に定めをすることができる。
- 3 休日勤務手当は、第24条の2の別表第5に定める業務について第24条の2に定める入試手当が支給される場合には支給しない。

(夜間勤務手当)

第22条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第23条 前4条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における祝日等のうち日曜日又は土曜日に当たる日を除いた日数の合計に7時間45分を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第24条 第12条に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間規程第8条、第9条又は第10条の規定に基づく休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、第12条に規定する職にある職員が災害への対処その他臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して理事長が別に定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）とする。
 - (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額
 - (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額
- 4 管理職員特別勤務手当は、第24条の2の別表5に定める業務について第24条の2に定める入試手当が支給される場合には支給しない。
- 5 前4項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(入試手当)

第24条の2 入試手当は、就業規則第2条第1項第2号に定める職員が別表第5の試験種別に掲げる試験において、同表に定める業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、別表第5に掲げる試験種別及び業務区分に応じて同表の手当額に掲げる額とする。

3 前2項に定めるもののほか、入試手当の支給に関し必要な事項は理事長が別に定める。

(助教講義手当)

第24条の3 助教講義手当は、就業規則第2条第1項第2号に定める職員のうち、助教の職位を有する者が講義を単独で1科目以上を担当した場合に、その担当期間（当該講義の開講期間）に応じて支給する。

2 前項の手当の額は、月額10,500円とし、担当期間が1か月に満たない場合であっても全額支給する。

3 前2項に定めるもののほか、助教講義手当の支給に関し必要な事項は理事長が別に定める。

(期末手当)

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ次の各号に定める日（次条及び第27条においてこれらの日を「支給日」という。）に同日におけるこの規程の規定による額を支給するものとし、支給日が日曜日、土曜日又は祝日等に当たる場合については、第8条第2項の規定を準用する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第23条第1項第1号の規定により解雇となり、又は死亡した職員（第29条第7項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。）についても同様とする。

(1) 6月1日を基準日とする期末手当 6月30日

(2) 12月1日を基準日とする期末手当 12月10日

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の126.25、12月に支給する場合においては100分の126.25を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち、理事長が別に定める職員（第28条において「特定管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の106.25、12月に支給する場合においては100分の106.25を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇となり、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上の職員のうち理事長が別に定めるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として理事長が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内

で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（期末手当を支給しない場合）

第26条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- （1）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第39条第2項の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- （2）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第23条第1項第2号又は第3号の規定により解雇された職員。
- （3）基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの。
- （4）次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの。

（期末手当を一時差し止める場合）

第27条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- （1）離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- （2）離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、一時差止処分を受けたことを知った日から60日以内に、理事長に対し、異議を申し立てることができる。ただし、60日経過後にあっては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されている

ときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第25条第1項に定める支給日に同日におけるこの規程の規定による額を支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第23条第1項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の職員の区分ごとの総額は、次に定める額を超えてはならない。
- (1) 前項の職員のうち教員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち教員 当該教員の勤勉手当基礎額に100分の95.625（特定管理職員にあっては、100分の113.625）を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第25条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第28条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第28条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）

から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

6 教員に対する勤勉手当については、第1項中「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績」とあるのは、「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務の状況及び前年度の個人業績評価に基づく勤務成績」と読み替えて適用する。

(休職者の給与)

第29条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第15条第1項第3号又は第4号に掲げる事由のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、理事長が別に定めるところにより、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6 就業規則第15条第1項各号の規定により休職にされた職員には、別段の定めがない限り、前5項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第25条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第23条第1項第1号の規定により解雇され、又は死亡したときは、理事長が別に定める日に、当該第2項、第3項又は第5項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第25条及び第26条の規定を準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは、「第29条第7項」と読み替えるものとする。

(育児休業等取得者の給与)

第30条 公立大学法人福岡女子大学職員育児休業等に関する規程（平成18年法人規程第23号）の定めるところにより育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

(1) 育児休業をしている期間については、次号に定めるもののほか、給与を支給しない。

(2) 6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業

をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（期末手当にあつては、理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。

(3) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（第7条第3項に規定する理事長が別に定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(4) 職員が育児短時間勤務の承認を受けて勤務しない場合には、その期間の勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(5) 前4号に規定するもののほか、育児休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(介護休業等取得者の給与)

第31条 職員が公立大学法人福岡女子大学職員介護休業等に関する規程（平成18年法人規程第24号）に定めるところにより介護休業等をする場合には、その期間の勤務しない1時間につき第23条に規定する勤務1時間当たりの給与を減額して給与を支給する。

2 前項に規定するもののほか、介護休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。
(報奨金)

第32条 職員（公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例（平成13年福岡県条例第50号）に基づき、福岡県から法人に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）を除く。）のうち、勤務成績が優秀なものについては、報奨金を支給する。

2 報奨金の額、支給を受ける者の範囲及びその支給方法は、理事長が別に定める。

(特定の職員についての適用除外)

第33条 第20条、第21条及び第22条の規定は、第12条に規定する職にある職員には適用しない。

(派遣職員等の給与)

第34条 派遣職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号。以下「県職員給与条例」という。）その他福岡県の関係規定の定めるところにより算定した額に相当する額を支給する。ただし、第12条に定める管理職手当及びこの規程に定めるその他の手当又は調整額について県職員給与条例に相当する手当がないときはこの規程による手当を支給する。

2 前項ただし書の場合において、派遣職員に対して管理職手当を支給するときは、県職員給与条例第15条に規定する時間外勤務手当は支給しない。

3 前2項の規定により、県職員給与条例その他の福岡県の関係規定に基づき派遣職員に給与を支給するに当たり、扶養手当その他の手当の認定を行う場合においては、これらの規定中「任命権者」とあるのは、「理事長」と読み替えて適用する。この場合において、派遣前に福岡県の任命権者によりこれらの認定を受けていたときは、派遣の際において特段の変更がない限り、当該認定の内容を引き継ぐものとする。

- 4 前3項に定めるもののほか、派遣職員に対する給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
 (端数計算)

第35条 第15条の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。第23条、第25条第4項及び第5項並びに第28条第2項及び第3項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

- 2 第25条第2項の期末手当基礎額又は第28条第2項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該期末手当基礎額又は勤勉手当基礎額とする。

- 3 第29条第2項から第5項までの規定による給料及び地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

(この規程の施行に関し必要な事項)

第36条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(承継教員に係る経過措置)

- 2 この規程の適用となる職員のうち、就業規則附則第3項に規定する承継職員（以下「承継職員」という。）の給料については、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号。以下「学校職員給与条例」という。）に定める給料表に基づき、施行日の前日に受けている職務の級及び号給の期間を、施行日に受ける職務の級及び号給の期間に通算する。

- 3 承継職員に係る初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、その法人の成立の日の前日に学校職員給与条例その他の福岡県の関係規定に基づき、福岡県の任命権者により認定を受けていた内容をもって、当該内容に変更がない限り、この規程により認定を受けたものとみなす。

(平成18年度における給料月額の特例)

- 4 職員の給料月額は、施行日から平成19年3月31日までの間において、第6条及び第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、当該額に100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当（第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額（以下「勤務1時間当たりの給与額」という。）の算出の基礎となる手当を含む。）の額、給料の調整額及び勤務1時間当たりの給与額（第19条に適用する場合を除く。）の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。

(平成18年度における管理職手当の額の特例)

- 5 管理職手当の支給を受ける職として指定された職（理事長が別に定めるものを除く。）を占める職員の管理職手当の額は、施行日から平成19年3月31日までの間において、第12条の規定にかかわらず、第12条の規定により支給されることとなる額から、当該額に、100分の4

を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額は、同条の規定により支給されることとなる額とする。

（号給の切替え）

- 6 施行日の前日において福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年福岡県条例第27号。以下「平成18年学校職員給与条例等一部改正条例」という。）による改正前の学校職員給与条例（以下「改正前の学校職員給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた承継職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級（施行日の前日において改正前の学校職員給与条例によりその者が属していた職務の級をいう。以下同じ。）、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（理事長の定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

（最高号給を超える給料月額の切替え）

- 7 施行日の前日において、学校職員給与条例別表第1の給料表に定める職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の新号給は、理事長が別に定める。

（施行日前の異動者の号給の調整）

- 8 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 9 承継職員で、この規程によりその者の受ける給料月額が施行日の前日において学校職員給与条例の規定により受けていた給料月額（平成24年1月1日において適用される給料表並びにその職務の級及び号級がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号級欄に掲げるものである職員以外の職員にあっては、当該給料月額に100分の99.09を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（理事長が別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで
事務職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで

- 10 前項に規定する職員以外の承継職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項

の規定に準じて、給料を支給する。

1 1 施行日以降に新たにこの規程による給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

1 2 前3項の規定による給料を支給される職員に関する第10条第1項、第12条及び第25条第4項（第28条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第10条第1項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」と、第12条及び第25条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（給料の調整額の経過措置）

1 3 承継職員であって、第10条第2項の規定により給料の調整を行う職員の職を占める職員のうち、その者に係る調整基本額が理事長が別に定める経過措置基準額（平成22年1月1日において適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号級欄に掲げるものである職員以外の職員にあっては、当該経過措置基準額に100分の99.75を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、同項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に、理事長が別に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで
事務職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで

（承継職員に係る経過措置）

1 4 附則第9項から第11項までの規定による給料を支給される職員に関する附則第4項の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」と、「第6条及び第7条」とあるのは「第6条及び第7条並びに附則第9項から附則第11項まで」と読み替えるものとする。

1 5 手当のうち、退職手当の算出の基礎となる給料月額については、前項の規定は適用しない。ただし、附則第9項から附則第11項までの規定による給料を支給される職員が公立大学法人福岡女子大学職員退職手当規程（平成18年法人規程第17号）附則第9項ただし書の規定の適用を受けるときは、この限りでない。

16 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則別表

旧号俸	旧級 経過期間	旧級			
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満		1	1	1
	3月以上6月未満		1	1	1
	6月以上9月未満		1	1	1
	9月以上12月未満		1	1	1
	12月以上		1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	1	1	1
	6月以上9月未満	1	1	1	1
	9月以上12月未満	1	1	1	1
	12月以上	1	1	1	1
3	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
4	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	1	1
	12月以上	9	9	1	1
5	3月未満	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	4	1
	12月以上	13	13	5	1
6	3月未満	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	8	1
	12月以上	17	17	9	1
7	3月未満	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	12	4
	12月以上	21	21	13	5
8	3月未満	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	16	8
	12月以上	25	25	17	9
9	3月未満	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	18	10

	6月以上9月末満	27	27	19	11
	9月以上12月末満	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
10	3月末満	29	29	21	13
	3月以上6月末満	30	30	22	14
	6月以上9月末満	31	31	23	15
	9月以上12月末満	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
11	3月末満	33	33	25	17
	3月以上6月末満	34	34	26	18
	6月以上9月末満	35	35	27	19
	9月以上12月末満	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
12	3月末満	37	37	29	21
	3月以上6月末満	38	38	30	22
	6月以上9月末満	39	39	31	23
	9月以上12月末満	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25
13	3月末満	41	41	33	25
	3月以上6月末満	42	42	34	26
	6月以上9月末満	43	43	35	27
	9月以上12月末満	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
14	3月末満	45	45	37	29
	3月以上6月末満	46	46	38	30
	6月以上9月末満	47	47	39	31
	9月以上12月末満	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
15	3月末満	49	49	41	33
	3月以上6月末満	50	50	42	34
	6月以上9月末満	51	51	43	35
	9月以上12月末満	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
16	3月末満	53	53	45	37
	3月以上6月末満	54	54	46	38
	6月以上9月末満	55	55	47	39
	9月以上12月末満	56	56	48	40
	12月以上	57	57	49	41
17	3月末満	57	57	49	41
	3月以上6月末満	58	58	50	42
	6月以上9月末満	59	59	51	43
	9月以上12月末満	60	60	52	44
	12月以上	61	61	53	45
18	3月末満	61	61	53	45
	3月以上6月末満	62	62	54	46
	6月以上9月末満	63	63	55	47
	9月以上12月末満	64	64	56	48
	12月以上	65	65	57	49
19	3月末満	65	65	57	49

	3月以上6月末満	66	66	58	50
	6月以上9月末満	67	67	59	51
	9月以上12月末満	68	68	60	52
	12月以上	69	69	61	53
20	3月末満	69	69	61	53
	3月以上6月末満	70	70	62	54
	6月以上9月末満	71	71	63	55
	9月以上12月末満	72	72	64	56
	12月以上	73	73	65	57
21	3月末満	73	73	65	57
	3月以上6月末満	74	74	66	58
	6月以上9月末満	75	75	67	59
	9月以上12月末満	76	76	68	60
	12月以上	77	77	69	61
22	3月末満	77	77	69	61
	3月以上6月末満	78	78	70	62
	6月以上9月末満	79	79	71	63
	9月以上12月末満	80	80	72	64
	12月以上	81	81	73	65
23	3月末満	81	81	73	65
	3月以上6月末満	82	82	74	66
	6月以上9月末満	83	83	75	67
	9月以上12月末満	84	84	76	68
	12月以上	85	85	77	69
24	3月末満	85	85	77	69
	3月以上6月末満	86	86	78	70
	6月以上9月末満	87	87	79	71
	9月以上12月末満	88	88	80	72
	12月以上	89	89	81	73
25	3月末満	89	89	81	
	3月以上6月末満	90	90	82	
	6月以上9月末満	91	91	83	
	9月以上12月末満	92	92	84	
	12月以上	93	93	85	
26	3月末満	93	93	85	
	3月以上6月末満	94	94	86	
	6月以上9月末満	95	95	87	
	9月以上12月末満	96	96	88	
	12月以上	97	97	89	
27	3月末満	97	97	89	
	3月以上6月末満	98	98	89	
	6月以上9月末満	99	99	89	
	9月以上12月末満	100	100	89	
	12月以上	101	101	89	
28	3月末満	101	101		
	3月以上6月末満	102	102		
	6月以上9月末満	103	103		
	9月以上12月末満	104	104		
	12月以上	105	105		

29	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	105		
	6月以上9月未満	107	105		
	9月以上12月未満	108	105		
	12月以上	109	105		
30	3月未満	109			
	3月以上6月未満	110			
	6月以上9月未満	111			
	9月以上12月未満	112			
	12月以上	113			
31	3月未満	113			
	3月以上6月未満	114			
	6月以上9月未満	115			
	9月以上12月未満	116			
	12月以上	117			
32	3月未満	117			
	3月以上6月未満	118			
	6月以上9月未満	119			
	9月以上12月未満	120			
	12月以上	121			
33	3月未満	121			
	3月以上6月未満	122			
	6月以上9月未満	123			
	9月以上12月未満	124			
	12月以上	125			
34	3月未満	125			
	3月以上6月未満	126			
	6月以上9月未満	127			
	9月以上12月未満	128			
	12月以上	129			
35	3月未満	129			
	3月以上6月未満	129			
	6月以上9月未満	129			
	9月以上12月未満	129			
	12月以上	129			

附 則（平成18年12月21日理事会決定）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日理事会決定）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月22日理事長専決）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年2月22日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第28条第2項の改正規程は平成19年12月1日から適用する。

附 則（平成20年2月22日理事長専決）
(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日理事会決定）
(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日理事会決定）
(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月14日理事会決定）
(施行期日)

- 1 この規程は、第6条教育職給料表（別表第1）、事務職給料表（別表第2）、第16条、附則9及び附則13は平成22年1月1日から、第15条、第19条、第20条、第25条及び第28条は平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日理事会専決）
(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年11月30日から施行する。

附 則（平成22年12月1日理事会専決）
(施行期日)

この規程は、第6条教育職給料表（別表第1）、事務職給料表（別表第2）、附則9は平成23年1月1日から、第25条及び第28条は平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月7日理事会専決）
(施行期日)

この規程は、平成23年12月7日から施行する。ただし、第6条中教育職給料表（別表第1）、事務職給料表（別表第2）、附則9は平成24年1月1日から施行する。

（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

平成23年12月に支給する期末手当の額は、改正後の福岡女子大学職員給与規程第25条第2項の規定に関わらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という）から次に掲げる額の合計額（以下「調整の額」という）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整の額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- 1 平成23年4月1日（同月2日から12月1日までの間において職員以外の者又は職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下「調整対象職員」という。）となった者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く）にあっては、その調整対象職員となった日）において調整対象職員が受けるべき給料（調整額を含む）、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の0.17を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という）の属する月までの月数（同年4月1日から施行日の属する月の末日までの期間において、在職しなかった期間、給

料を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数) を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号級から84号級まで
	2級	1号級から64号級まで
	3級	1号級から52号級まで
	4級	1号級から24号級まで
事務職給料表	1級	1号級から108号級まで
	2級	1号級から49号級まで
	3級	1号級から16号級まで

2 平成23年6月1日において調整対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.17を乗じて得た額

3 平成23年12月1日において調整対象職員であった者の基準額及び同月に支給される勤勉手当の合計額に100分の0.17を乗じた額

附 則（平成24年12月27日理事長専決）

1 この規程は、平成24年12月27日から施行し、平成24年11月17日から適用する。

附 則（平成25年3月25日理事会決定）

（施行期日）

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

2 改正前の公立大学法人福岡女子大学職員給与規程（法人規程第14号）第16条に規定していた次の各号に掲げる規定については、平成27年3月31日までの間、その効力を有する。この場合において、第1号中「4,500円」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間にあっては「3,000円」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては「1,500円」とし、改正後の公立大学法人福岡女子大学職員給与規程（法人規程第14号）第16条第3項の適用にあたっては、同項中「第1項」及び「前項」とあるのはそれぞれ「第1項又は附則第2項第1号」、「附則第2項第2号又は前項」と読み替えるものとする。

（1）世帯主である職員で自らの所有に係る住宅に居住するもの（理事長が別に定めるこれに準ずる者を含む。）には、月額4,500円の住居手当を支給する。

（2）第18条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員（以下「単身赴任手当受給職員」という。）で、直前の住居につき前号の規定による住居手当を受給していたもののうち配偶者が当該住宅に引き続き居住している職員その他これに準ずる職員として理事長が特に必要があると認める職員には、前号に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の住居手当を支給する。ただし、単身赴任手当受給職員であつて直前の住宅に配偶者が引き続き居住し、当該配偶者が前号の規定により当該住宅について住居手当を受給することとなるものその他の理事長が別に定める職員については、この限りでない。

附 則（平成26年3月24日理事会決定）
(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月22日理事会決定）
(施行期日)

- 1 この規定は、平成26年12月22日から施行し、第6条教育職給料表（別表第1）、事務職給料表（別表第2）、第10条第2項調整基本表（別表第4）及び第11条は平成26年4月1日から適用する。第28条は平成26年12月1日から適用する。

附 則（平成27年3月23日理事会決定）
(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、改正後の公立大学法人福岡女子大学職員給与規程（法人規程第14号）（以下「改正後の給与規程」という。）第7条第5項の規定は、同日以降の勤務成績に応じて行う昇給から適用する。

（平成18年給料の切替えに伴う経過措置の廃止）
2 この規程の施行日から平成18年4月1日施行附則第9項から第12項に定める給料切替えに伴う経過措置は廃止する。

（平成18年給料の切替えに伴う経過措置廃止に伴う経過措置）

- 3 承継職員で、この規程の施行日の前日において前項の規定による改正前の公立大学法人福岡女子大学職員給与規程（法人規程第14号）（以下「改正前の給与規程」という。）平成18年4月1日施行附則第9項の規定による給料の支給を受けていたものには、その者の受ける給料月額のほか、経過措置基準額（施行日の前日において支給を受けていた給料月額と同項に規定する差額に相当する額との合計額から平成27年3月31日において支給を受けていた給料月額とその者の受ける給料月額のいずれか高い額を減じた額（零を上まわるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）から次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を減じた額を給料として支給する。ただし、当該減ずる額が経過措置基準額以上となるときは、この規定による給料は支給しない。

（1）施行日から平成28年3月31日まで 経過措置基準額に3分の1を乗じて得た額（1円未満の端数を生じた場合はこれを切り捨てた額とし、その額が3,000円を超える場合は3,000円とする。）

（2）平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 経過措置基準額に3分の2を乗じて得た額（1円未満の端数を生じた場合はこれを切り捨てた額とし、その額が6,000円を超える場合は6,000円とする。）

（3）平成29年4月1日以後 施行日以後の期間について、経過した年数1年につき3,000円を乗じて得た額に3,000円を加算した額

4 前項に規定する職員以外の承継職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 この規程の施行日の前日に改正前の給与規程平成18年4月1日施行附則第9項の規定によ

る給料の支給を受けていない職員のうち、異動又は任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなる者（理事長が別に定める職員を除く。）には、平成32年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

7 前項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の給与規程第25条第4項（改正後の給与規程第28条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、改正後の給与規程第25条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と前項の規定による給料の額との合計額」とする。ただし、附則第3項から第6項の規定の適用を受ける者については、給与規程第25条第4項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と前項の規定による給料の額及び平成27年4月1日施行附則第3項の規定による給料との合計額」とする。

(平成32年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

8 切替日から平成32年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給については、それぞれ100分の6を超えない範囲内、30,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める割合、額とする。

附 則（平成28年2月9日理事長専決）

(施行期日)

1 この規程は、平成28年2月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月24日理事会決定）

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第24条の2中入試手当（別表第5）については平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年1月12日理事長専決）

(施行期日)

1 この規程は、平成29年1月12日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、第13条及び第14条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 平成28年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の公立大学法人福岡女子大学職員給与規程（法人規程第14号）（以下「改正前の給与規程」という。）別表第2事務職給料表の適用を受けていた職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に対応する附則別表第1の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

3 切替日の前日において改正前の給与規程別表第2事務職給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級及び切替日の前日においてその者が受け

ていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

（切替えの特例）

4 切替日に職務の級を異にして異動する職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における前2項の規定の適用については、附則第2項中「切替日の前日においてその者が属していた職務の級」とあるのは「その者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に属する職務の級」と、前項中「切替日の前日においてその者が受けている号給」とあるのは「その者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に受ける号給」とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

6 (1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の第14条第3項第3号から第4号までの規定は適用せず、改正後の第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等については1人につき6,500円（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「教4級職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同条第1項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合）とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有するに至った場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の第14条第3項第3号から第4号までの規定は適用せず、改正後の第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「教4級職員」という。）にあっては3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

(3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第3号、第4号又は第5号」とする。

附則別表1（附則第2項関係）職務の級の切替表

旧級	新級
1級	1級
2級	1級
3級	2級
4級	3級
5級	4級
6級	5級

7 級	6 級
-----	-----

附則別表2（附則第3項関係）号給の切替表

旧級 旧号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	33	21	25	17	17	25
2	2	34	22	26	18	18	26
3	3	35	23	27	19	19	27
4	4	36	24	28	20	20	28
5	5	37	25	29	21	21	29
6	6	38	26	30	22	22	30
7	7	39	27	31	23	23	31
8	8	40	28	32	24	24	32
9	9	41	29	33	25	25	33
10	10	42	30	34	26	26	34
11	11	43	31	35	27	27	35
12	12	44	32	36	28	28	36
13	13	45	33	37	29	29	37
14	14	46	34	38	30	30	38
15	15	47	35	39	31	31	39
16	16	48	36	40	32	32	40
17	17	49	37	41	33	33	41
18	18	50	38	42	34	34	42
19	19	51	39	43	35	35	43
20	20	52	40	44	36	36	44
21	21	53	41	45	37	37	45
22	22	54	42	46	38	38	46
23	23	55	43	47	39	39	47
24	24	56	44	48	40	40	48
25	25	57	45	49	41	41	49
26	26	58	46	50	42	42	50
27	27	59	47	51	43	43	51
28	28	60	48	52	44	44	52
29	29	61	49	53	45	45	53
30	30	62	50	54	46	46	54
31	31	63	51	55	47	47	55
32	32	64	52	56	48	48	56
33	33	65	53	57	49	49	57
34	34	66	54	58	50	50	58
35	35	67	55	59	51	51	59
36	36	68	56	60	52	52	60
37	37	69	57	61	53	53	61
38	38	70	58	62	54	54	62

39	39	71	59	63	55	55	63
40	40	72	60	64	56	56	64
41	41	73	61	65	57	57	65
42	42	74	62	66	58	58	66
43	43	75	63	67	59	59	67
44	44	76	64	68	60	60	68
45	45	77	65	69	61	61	69
46	46	78	66	70	62	62	70
47	47	79	67	71	63	63	71
48	48	80	68	72	64	64	72
49	49	81	69	73	65	65	73
50	50	82	70	74	66	66	74
51	51	83	71	75	67	67	75
52	52	84	72	76	68	68	76
53	53	85	73	77	69	69	77
54	54	86	74	78	70	70	78
55	55	87	75	79	71	71	79
56	56	88	76	80	72	72	80
57	57	89	77	81	73	73	81
58	57	90	78	82	74	74	82
59	58	91	79	83	75	75	83
60	58	92	80	84	76	76	84
61	59	93	81	85	77	77	85
62	59	93	82	86	78	78	
63	60	93	83	87	79	79	
64	60	93	84	88	80	80	
65	61	93	85	89	81	81	
66	61	93	86	90	82	82	
67	62	93	87	91	83	83	
68	62	93	88	92	84	84	
69	63	93	89	93	85	85	
70	63	93	90	94	86	86	
71	64	93	91	95	87	87	
72	64	93	92	96	88	88	
73	65	93	93	97	89	89	
74	65	93	94	98	90	90	
75	66	93	95	99	91	91	
76	66	93	96	100	92	92	
77	67	93	97	101	93	93	
78	67	93	98	102	94	94	
79	68	93	99	103	95	95	
80	68	93	100	104	96	96	
81	69	93	101	105	97	97	
82	70	93	102	106	98	98	
83	71	93	103	107	99	99	

84	72	93	104	108	100	100	
85	73	93	105	109	101	101	
86	73	93	106	110	102	102	
87	74	93	107	111	103	103	
88	74	93	108	112	104	104	
89	75	93	109	113	105	105	
90	75	93	110	114	106		
91	76	93	111	115	107		
92	76	93	112	116	108		
93	77	93	113	117	109		
94		93	114	118	110		
95		93	115	119	111		
96		93	116	120	112		
97		93	117	121	113		
98		93	118	122	114		
99		93	119	123	115		
100		93	120	124	116		
101		93	121	125	117		
102		93	122	126	118		
103		93	123	127	119		
104		93	124	128	120		
105		93	125	129	121		
106		93	126	130			
107		93	127	131			
108		93	128	132			
109		93	129	133			
110		93	130	134			
111		93	131	135			
112		93	132	136			
113		93	133	137			
114		93		138			
115		93		139			
116		93		140			
117		93		141			
118		93					
119		93					
120		93					
121		93					
122		93					
123		93					
124		93					
125		93					

附 則（平成29年12月21日理事長専決）

(施行期日)

この規程は、平成29年12月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年12月26日理事会決定）

(施行期日)

この規程は、平成30年12月26日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月25日理事会決定）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年12月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、第16条第1項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

- 2 第16条第1項の改正規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正前の規定により算出される住居手当の月額に相当する額から改正後の規定により算出される住居手当を減じた額が零を上回ることとなる職員に対しては、改正後の規定にかかわらず、改正後の規定により算出される住居手当の月額に相当する額に次号以下に定める額を加算した額の住居手当を支給する。

(1) 一部施行日から令和3年3月31日まで

改正前の規定による住居手当の月額に相当する額から改正後の規定による住居手当の月額に相当する額を減じた額に2分の1を乗じて得た額

(2) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

改正前の規定による住居手当の月額に相当する額から改正後の規定による住居手当の月額に相当する額を減じた額に4分の1を乗じて得た額

附 則（令和2年9月29日理事会決定）

(施行期日)

この規程は、令和2年10月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年12月1日理事長専決）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年12月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(期末手当に関する経過措置)

- 2 第25条については令和2年度に限り、令和2年6月1日を基準日として支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130、12月1日を基準日として支給する期末手当の額は期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち、理事長が別に定める職員（第28条において「特定管理職員」という。）にあっては、6月1日を基準日として支給する期末手当の額は期末手当基礎額に100分の110、12月1日を基準日として支給する期末手当の額は期末手当基礎額に100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定

める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

附 則（令和3年12月1日理事長専決）

（施行期日）

1 この規程は、令和3年12月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

（期末手当に関する経過措置）

2 第25条については令和3年度に限り、6月1日を基準日として支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5、12月1日を基準日として支給する期末手当の額は期末手当基礎額に100分の112.5を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち、理事長が別に定める職員（第28条において「特定管理職員」という。）にあっては、6月1日を基準日として支給する期末手当の額は期末手当基礎額に100分の107.5、12月1日を基準日として支給する期末手当の額は期末手当基礎額に100分の92.5を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

附 則

（施行期日）

この規程は、令和4年4月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年12月26日理事会決定）

（施行期日）

この規程は、令和4年12月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年12月25日理事会決定）

（施行期日）

この規程は、令和5年12月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年10月30日理事長専決）

（施行期日）

1 この規程は、令和6年10月30日から施行する。ただし、改正後の第16条第2項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（住居手当に関する経過措置）

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間、改正前の規定により算出される住居手当の月額に相当する額から改正後の規定により算出される住居手当を減じた額が零を上回ることとなる職員に対しては、改正後の規定にかかわらず、改正後の規定により算出される住居手当の

月額に相当する額に次号以下に定める額を加算した額の住居手当を支給する。

(1) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

改正前の規定による住居手当の月額に相当する額から改正後の規定による住居手当の月額に相当する額を減じた額に2分の1を乗じて得た額

(2) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

改正前の規定による住居手当の月額に相当する額から改正後の規定による住居手当の月額に相当する額を減じた額に4分の1を乗じて得た額

附 則（令和6年12月23日理事会決定）

（施行期日）

この規程は、令和6年12月23日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月24日理事会決定）

（施行期日）

1 この規程は、令和7年4月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。

（号給の切替え）

2 施行日の前日において改正前の公立大学法人福岡女子大学職員給与規程（法人規程第14号）（以下「改正前の給与規程」という。）別表第1又は別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けている号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（施行日において昇格又は昇給する職員の号給の切替えに関する経過措置）

3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日において改正前の給与規程別表第1又は別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって施行日において第7条の規定に基づき昇格又は昇給をする者の号給は、施行前の給与規程を適用して昇格又は昇給した後の号給に応じて附則別表に定める号給とする。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4 施行日から令和8年3月31日までの間における改正後の公立大学法人福岡女子大学職員給与規程（法人規程第14号）（以下「改正後の給与規程」という。）第13条の規定の適用については、「支給する。」の下に「ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、教4級職員に対しては支給しない。」を加え、同条第2項中「(5) 重度心身障がい者」とあるのは「(5) 重度心身障がい者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする。」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

5 改正後の給与規程第18条の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（定年に関する経過措置）

6 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第8項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第

6条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第7条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

7 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 令和7年3月24日改正前就業規則第21条第1項に掲げる職員に相当する職員

(2) 令和7年3月24日改正後就業規則(以下「新就業規則」という。)第12条の4第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む)を延長された同規則第12条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

8 新就業規則第12の2第1項本文に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第10項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第6項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けている給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第6項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

9 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

10 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第6項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第8項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

11 附則第8項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第6項の規定の適用を受ける職員であって、雇用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

12 附則第8項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第25条第4項(第28条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第25条第4項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第8項、第10又は第11項の規定による給料の額との合計額」とする。

13 当分の間、第6項の措置については、就業規則第12条に規定する降給する場合とみなす。

14 附則第6項から前項までに定めるもののほか、附則第6項の規定による給料月額、附則第8

項の規定による給料その他附則第6項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則別表第1（附則第2項関係）号給の切替表

イ 教育職給料表（別表第1）の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	2
24	12	8	2
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	3
28	16	12	3
29	17	13	3
30	18	14	3

31	19	15	4
32	20	16	4
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	5
36	24	20	5
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	6
40	28	24	6
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	7
44	32	28	7
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	8
48	36	32	8
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	9
52	40	36	9
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	10
56	44	40	10
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	11
60	48	44	11
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	12
64	52	48	12
65	53	49	12
66	54	50	12
67	55	51	13

68	56	52	13
69	57	53	13
70	58	54	13
71	59	55	14
72	60	56	14
73	61	57	14
74	62	58	14
75	63	59	14
76	64	60	15
77	65	61	15
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		

105	93		
-----	----	--	--

□ 事務職給料表（別表第2）の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20

33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57

70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90	86	86	
95	91	87	87	
96	92	88	88	
97	93	89	89	
98	94	90	90	
99	95	91	91	
100	96	92	92	
101	97	93	93	
102	98	94	94	
103	99	95	95	
104	100	96	96	
105	101	97	97	
106	102	98		

107	103	99		
108	104	100		
109	105	101		
110	106	102		
111	107	103		
112	108	104		
113	109	105		
114	110	106		
115	111	107		
116	112	108		
117	113	109		
118	114	110		
119	115	111		
120	116	112		
121	117	113		
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			
126	122			
127	123			
128	124			
129	125			
130	126			
131	127			
132	128			
133	129			
134	130			
135	131			
136	132			
137	133			
138	134			
139	135			
140	136			
141	137			

附 則 (令和7年5月20日理事長専決)

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

附 則 (令和7年12月22日理事会決定)

1 この規程は、令和8年1月1日から施行する。

2 前項に関わらず、改正後の第17条第4項の規定は令和8年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

3 公立大学法人福岡女子大学自動車等通勤職員の通勤手当額を定める規則（平成31年法人規則第109号）は、廃止する。

別表第1（第6条関係）教育職給料表

(単位：円)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	275,700	354,200	408,200	475,300
2	277,900	355,800	409,800	484,100
3	280,000	357,400	411,100	492,700
4	281,900	358,900	412,300	501,100
5	283,700	360,400	413,500	509,500
6	285,200	362,000	414,500	517,500
7	286,700	363,600	415,500	525,000
8	288,200	365,100	416,400	532,200
9	290,000	366,500	417,300	539,100
10	291,900	368,500	418,300	545,000
11	293,700	370,500	419,400	549,600
12	295,600	372,400	420,500	553,000
13	297,600	374,200	421,500	556,400
14	299,600	375,800	422,600	559,500
15	301,600	377,400	423,600	562,400
16	303,600	378,800	424,600	564,900
17	305,500	380,100	425,600	567,000
18	308,000	381,600	426,700	
19	310,700	382,800	427,800	
20	313,300	384,100	428,900	
21	315,900	385,400	429,900	
22	318,300	386,600	431,000	
23	320,700	387,800	432,100	
24	322,900	388,900	433,200	
25	325,100	390,000	434,100	
26	327,100	391,300	435,200	

27	329, 100	392, 600	436, 200	
28	331, 100	393, 900	437, 200	
29	333, 100	395, 100	438, 100	
30	335, 000	396, 400	439, 200	
31	336, 900	397, 700	440, 200	
32	338, 800	398, 900	441, 300	
33	340, 600	400, 100	442, 300	
34	342, 500	401, 300	443, 500	
35	344, 400	402, 500	444, 600	
36	346, 300	403, 600	445, 800	
37	348, 000	404, 600	446, 500	
38	349, 200	405, 800	447, 400	
39	350, 300	406, 900	448, 300	
40	351, 300	407, 900	449, 100	
41	351, 800	409, 000	449, 900	
42	352, 200	410, 200	450, 800	
43	352, 600	411, 300	451, 600	
44	352, 900	412, 400	452, 300	
45	353, 400	413, 300	453, 000	
46	353, 900	414, 300	453, 900	
47	354, 400	415, 300	454, 800	
48	354, 700	416, 200	455, 700	
49	355, 000	417, 400	456, 600	
50	355, 300	418, 700	457, 500	
51	355, 600	420, 100	458, 500	
52	355, 900	421, 400	459, 400	
53	356, 300	422, 200	460, 400	
54	356, 600	423, 200	461, 400	
55	357, 000	424, 200	462, 300	
56	357, 300	425, 300	463, 300	
57	357, 600	426, 200	464, 200	
58	358, 000	426, 900	465, 100	
59	358, 300	427, 700	466, 000	
60	358, 700	428, 400	467, 000	
61	359, 000	429, 100	467, 800	
62	359, 300	429, 900	468, 200	
63	359, 700	430, 700	468, 800	

64	360,000	431,300	469,400	
65	360,300	431,900	470,000	
66	360,700	432,200	470,700	
67	361,000	432,500	471,000	
68	361,400	432,800	471,600	
69	361,800	433,100	472,000	
70	362,100	433,400	472,300	
71	362,500	433,600	472,600	
72	362,900	433,900	472,900	
73	363,200	434,100	473,200	
74	363,600	434,300		
75	364,000	434,600		
76	364,400	434,900		
77	364,700	435,100		
78	365,100	435,300		
79	365,500	435,600		
80	366,000	435,900		
81	366,500	436,100		
82	367,100	436,300		
83	367,800	436,600		
84	368,400	436,900		
85	369,000	437,100		
86	369,600	437,400		
87	370,200	437,700		
88	370,800	437,900		
89	371,300	438,100		
90	371,700	438,400		
91	372,000	438,700		
92	372,400	438,900		
93	372,800	439,100		
94	373,200			
95	373,600			
96	374,000			
97	374,600			
98	375,100			
99	375,500			
100	376,000			

101	376,400			
102	376,900			
103	377,200			
104	377,500			
105	378,000			
106	378,400			
107	378,900			
108	379,400			
109	379,800			
110	380,300			
111	380,700			
112	381,100			
113	381,500			
114	381,900			
115	382,300			
116	382,700			
117	383,100			
118	383,500			
119	383,900			
120	384,300			
121	384,600			
122	385,000			
123	385,400			
124	385,700			
125	386,100			
126	386,600			
127	387,100			
128	387,500			
129	387,900			

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

別表第2（第6条関係）事務職給料表

(単位：円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500

3	198, 100	244, 700	278, 300	312, 700	336, 200	370, 100
4	199, 200	246, 100	279, 300	314, 100	337, 900	371, 700
5	200, 300	247, 500	280, 300	315, 500	339, 600	373, 300
6	202, 000	248, 900	281, 300	316, 600	341, 300	375, 100
7	203, 600	250, 300	282, 200	317, 600	343, 000	376, 600
8	205, 200	251, 700	283, 200	318, 800	344, 600	378, 200
9	206, 700	253, 100	284, 200	320, 000	346, 200	379, 500
10	208, 400	254, 300	285, 200	321, 600	347, 900	381, 100
11	210, 000	255, 600	286, 200	323, 200	349, 600	382, 700
12	211, 600	256, 900	287, 200	324, 800	351, 200	384, 200
13	213, 100	258, 100	288, 200	326, 200	352, 700	386, 100
14	214, 800	259, 300	289, 500	327, 800	354, 300	388, 000
15	216, 500	260, 500	290, 800	329, 400	355, 900	389, 900
16	218, 200	261, 700	292, 000	331, 000	357, 400	391, 700
17	219, 400	262, 800	293, 200	332, 400	358, 800	393, 200
18	221, 000	263, 900	294, 500	334, 100	360, 500	395, 000
19	222, 600	265, 000	295, 700	335, 700	362, 100	396, 700
20	224, 100	266, 100	296, 900	337, 300	363, 700	398, 300
21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000
22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	402, 700
23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	405, 200
24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	407, 700
25	232, 000	272, 800	302, 900	344, 900	371, 000	410, 100
26	233, 700	273, 900	303, 900	346, 800	372, 800	412, 400
27	235, 000	274, 700	304, 900	348, 500	374, 400	414, 600
28	236, 300	275, 900	305, 900	350, 100	376, 100	416, 900
29	237, 600	276, 900	307, 000	351, 600	377, 500	418, 700
30	238, 700	278, 000	308, 200	353, 200	378, 800	420, 700
31	239, 800	279, 300	309, 300	354, 800	380, 000	422, 500
32	240, 900	280, 300	310, 500	356, 400	381, 400	424, 300
33	242, 000	281, 200	311, 600	358, 100	384, 700	426, 200
34	242, 900	282, 200	312, 900	359, 900	386, 600	428, 000
35	243, 800	283, 200	314, 200	361, 700	388, 500	429, 700
36	244, 800	283, 900	315, 500	363, 500	390, 400	431, 600

37	247,000	285,100	316,700	365,000	391,900	433,400
38	248,400	286,300	318,000	366,400	393,700	434,900
39	249,800	287,200	319,300	367,800	395,500	436,400
40	251,100	288,200	320,600	369,200	397,000	438,000
41	252,300	289,200	321,600	370,700	398,700	439,600
42	253,500	290,300	323,200	371,500	400,100	440,800
43	254,600	291,400	324,900	372,400	401,600	442,100
44	255,700	292,400	326,400	373,400	403,100	443,300
45	256,600	293,900	327,900	376,300	404,500	444,500
46	257,700	295,100	329,800	377,600	405,700	445,800
47	258,700	296,200	331,700	379,000	406,900	447,100
48	259,800	297,300	333,400	380,300	408,000	448,300
49	260,900	298,400	334,900	381,600	409,100	449,400
50	262,100	299,800	336,600	382,500	410,300	450,200
51	263,300	301,100	338,300	383,600	411,500	450,900
52	264,300	302,300	340,100	384,600	412,600	451,700
53	265,100	303,400	341,400	385,400	413,300	452,200
54	266,200	304,800	343,200	386,300	413,900	452,900
55	267,200	305,900	345,000	387,100	414,600	453,600
56	268,100	307,200	347,000	388,000	415,200	454,300
57	269,100	308,400	348,900	388,900	415,800	455,100
58	270,000	309,700	350,800	389,700	416,400	455,900
59	270,900	311,000	352,700	390,500	416,900	456,300
60	271,600	312,400	354,600	391,200	417,200	456,900
61	272,500	313,500	356,400	391,900	417,600	457,400
62	273,000	314,800	358,300	392,500	417,900	457,800
63	273,500	316,100	359,900	393,100	418,200	458,200
64	274,100	317,200	361,700	393,800	418,500	458,600
65	275,000	318,600	363,200	394,300	418,800	459,000
66	275,700	320,000	364,600	394,900	419,100	459,400
67	276,300	321,400	366,100	395,500	419,300	459,800
68	276,800	322,800	367,500	396,200	419,600	460,100
69	277,300	323,400	369,100	396,600	419,900	460,400
70	278,300	324,600	369,900	397,300	420,200	460,800

71	279, 400	325, 800	371, 100	397, 900	420, 500	461, 100
72	280, 400	327, 200	372, 100	398, 500	420, 700	461, 400
73	281, 300	328, 500	373, 000	398, 900	421, 000	461, 700
74	282, 300	330, 000	374, 100	399, 500	421, 300	
75	283, 300	331, 500	374, 900	400, 000	421, 600	
76	284, 300	332, 800	375, 900	400, 600	421, 900	
77	285, 100	334, 400	376, 800	401, 000	422, 100	
78	285, 900	335, 500	377, 500	401, 500	422, 400	
79	286, 800	336, 700	378, 200	402, 000	422, 700	
80	287, 700	337, 800	378, 900	402, 600	423, 000	
81	288, 600	338, 500	379, 300	402, 900	423, 200	
82	289, 300	339, 400	379, 900	403, 300	423, 500	
83	290, 200	340, 100	380, 500	403, 700	423, 800	
84	291, 100	340, 800	381, 200	404, 100	424, 000	
85	291, 800	341, 700	381, 500	404, 400	424, 200	
86	292, 500	342, 000	382, 200	404, 700	424, 500	
87	293, 400	342, 700	382, 800	405, 000	424, 800	
88	294, 300	343, 400	383, 500	405, 300	425, 000	
89	295, 000	344, 200	383, 800	405, 500	425, 200	
90	295, 800	344, 800	384, 400	405, 800	425, 500	
91	296, 700	345, 500	385, 000	406, 100	425, 800	
92	297, 600	346, 100	385, 600	406, 300	426, 000	
93	298, 800	346, 700	386, 000	406, 500	426, 200	
94		347, 300	386, 400	406, 800	426, 500	
95		347, 700	387, 100	407, 100	426, 800	
96		348, 300	387, 700	407, 300	427, 000	
97		348, 600	388, 100	407, 500	427, 200	
98		349, 100	388, 600	407, 800		
99		349, 400	389, 200	408, 100		
100		349, 900	389, 700	408, 300		
101		350, 300	390, 200	408, 500		
102		350, 800	390, 800	408, 800		
103		351, 200	391, 300	409, 100		
104		351, 700	391, 600	409, 300		

105		352,000	392,000	409,500		
106		352,400	392,500	409,800		
107		352,800	392,900	410,100		
108		353,200	393,300	410,300		
109		353,500	393,600	410,500		
110		353,800	394,100	410,800		
111		354,300	394,500	411,100		
112		354,700	394,900	411,300		
113		355,000	395,200	411,500		
114		355,300	395,600			
115		355,800	396,000			
116		356,200	396,400			
117		356,300	396,700			
118		356,800	397,100			
119		357,200	397,500			
120		357,500	397,800			
121		357,700	398,100			
122		358,100	398,500			
123		358,500	398,800			
124		358,900	399,100			
125		359,400	399,400			
126		359,800	399,700			
127		360,200	400,000			
128		360,600	400,300			
129		361,100	400,600			
130		361,500	400,900			
131		361,800	401,200			
132		362,100	401,500			
133		362,600	401,700			
134			402,000			
135			402,300			
136			402,500			
137			402,700			

間勤務職員	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第3（第6条第2項関係）級別標準職務表

イ 教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	大学の助教及び助手の職務
2級	大学の講師の職務
3級	大学の准教授の職務
4級	大学の教授の職務

ロ 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	1 主査の職務 2 副センター長の職務
4級	困難な業務を所掌する副センター長の職務
5級	センター長の職務
6級	困難な業務を所掌するセンター長の職務

別表第4（第10条第2項関係） 調整基本額表

ア 教育職給料表

職務の級	調整基本額
1級	10,500円
2級	11,900円
3級	12,700円
4級	15,000円

別表第5（第24条の2関係） 入試手当

試験種別	業務区分	手当額
大学入学共通テスト	試験本部員	1日あたり 10,000円
	試験監督者	1科目あたり 3,000円
一般選抜	出題等責任者	1科目あたり 30,000円
	出題等業務	1科目あたり 20,000円
	校閲	1科目あたり 4,000円
	採点	「英語」 3,000円
		1科目あたり（「英語」を除く） 2,000円

		試験本部員	1 日あたり	10,000 円
		試験監督者	1 科目あたり	3,000 円
後期日程		出題等責任者	1 科目あたり	30,000 円
		出題等業務	1 科目あたり	20,000 円
		校閲	1 科目あたり	4,000 円
		採点	1 科目あたり	2,000 円
		試験本部員	1 日あたり	10,000 円
		試験監督者	1 科目あたり	3,000 円
		試験本部員	1 日あたり	10,000 円
総合型選抜		出題等責任者	1 科目あたり	20,000 円
		出題等業務	1 科目あたり	10,000 円
		出題等業務②	1 科目あたり	2,000 円
		校閲	1 科目あたり	4,000 円
		採点	1 科目あたり	2,000 円
		試験担当者	1 試験あたり	4,000 円
		面接者	半日(4 時間以内)あたり	5,000 円
			1 日(4 時間超)あたり	10,000 円
		書類審査	50 件以内	2,000 円
			50 件超	3,000 円
学校推薦型選抜		試験本部員	1 日あたり	10,000 円
		面接者	半日(4 時間以内)あたり	5,000 円
			1 日(4 時間超)あたり	10,000 円
		書類審査	50 件以内	2,000 円
			50 件超	3,000 円
前期日程・後期日程 追試験 外国人留学生選抜 (本試験・追試験) 帰国生特別選抜・ 社会人特別選抜 (本試験・追試験)		出題等責任者	1 科目あたり	20,000 円
		出題等業務	1 科目あたり	10,000 円
		校閲	1 科目あたり	4,000 円
		採点	1 科目あたり	2,000 円
	試験本部員	試験本部員	1 日あたり	10,000 円
		試験監督者	1 科目あたり	3,000 円
	面接者	半日(4 時間以内)あたり	5,000 円	
		1 日(4 時間超)あたり	10,000 円	
	書類審査	50 件以内	2,000 円	
		50 件超	3,000 円	

大学院入試	出題等責任者	4,500円
	出題等業務	2,000円
	採点	1,000円
	試験監督者	
	面接者	1日あたり 4,000円

備考 業務の内容（第24条の2関係）

業務区分	業務内容
出題等責任者	全てのとりまとめ業務・作業業務 ※講義業務を含む、口頭試問担当業務を含む ※総合型選抜の試験監督業務を含む
出題等業務	作成・確認作業・当日待機 ※採点は除く ※講義業務を含む ※総合型選抜における出題業務②の対象は、「グループディスカッション」とする。
校閲	校閲業務 ※出題等責任者・出題者は対象外
採点	採点業務 ※出題者にも支給
試験本部員	試験本部業務 ※総合型選抜における採点・試験監督・面接・試験担当・書類審査業務を含む。 ※外国人留学生交流協定校推薦型選抜における面接・書類審査業務を含む。
試験監督者	試験監督業務
面接者	面接業務
試験担当者	試験担当業務 ※主にグループディスカッション・口頭試問・発表に対する質疑応答等の業務